



9月9日は救急の日



救急医療週間

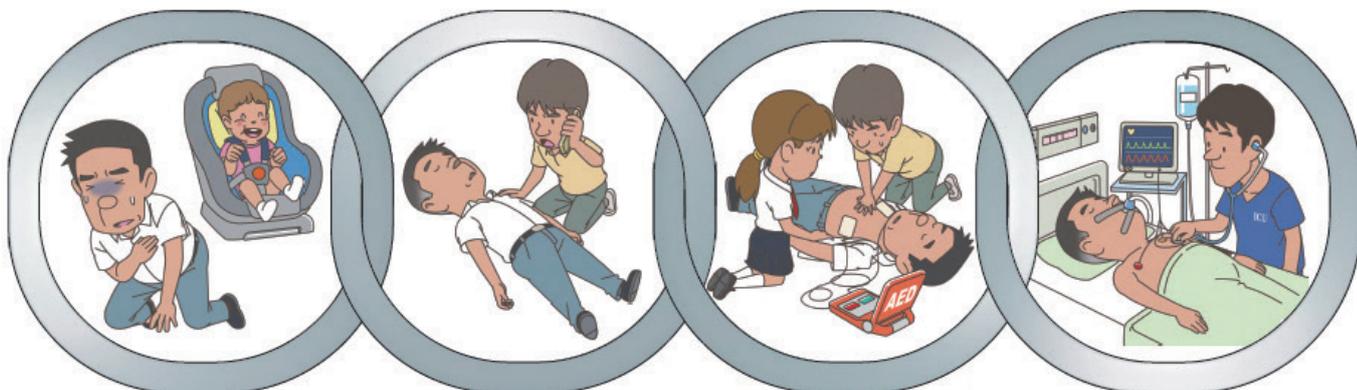
救急の仕事や救急医療体制を皆さんに正しく理解してもらうため、9月9日を「救急の日」、この日を含む一週間(9月8日から14日)を「救急医療週間」とし、全国的に普及啓発運動が実施されます。

今回は、救命の連鎖のなかの一次救命処置について紹介します。

傷病者(倒れている人)の命を救い、社会復帰に導くために必要となる一連の行いを「救命の連鎖」といいます。

この4つの輪が途切れることなくすばやくつながることで、救命効果が高まります。

▶救命の連鎖(総務省消防庁ホームページから転載)



心停止の予防

早期認識と通報

一次救命処置
(心肺蘇生と AED)

二次救命処置と
心拍再開後の集中治療

救命処置

心臓や呼吸が止まってしまった場合、そばに居合わせた人ができる応急手当のことを救命処置といいます。成人の場合の救命処置の手順は、次のとおりです。

①まず反応(意識)を確認する

傷病者の耳元で「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩をやさしくたたき、反応があるかないかを見ます。



②119番通報と協力者への依頼

助けを求め、協力者が駆けつけたら、「あなたは119番へ通報してください」「あなたはAEDを持ってきてください」と具体的に依頼します。

③呼吸の確認をする

傷病者のそばに座り、10秒以内で胸や腹部の上がり下がりを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか判断します。反応はないが「普段どおりの呼吸」がある場合は、様子を見ながら応援や救急隊の到着を待ちます。

次のいずれかの場合には、「普段どおりの呼吸なし」と判断します。

- 胸や腹部の動きがない場合
- 約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合
- しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられる場合

④胸骨圧迫

胸の左右真ん中にある胸骨の下半分を、重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫します。両肘をまっすぐ伸ばして手の付け根部分に体重をかけ、真上から垂直に、胸が約5センチ沈むまでしっかり圧迫します。



1分間に100回から120回の速いテンポで連続して絶え間なく圧迫します。

圧迫と圧迫の間(圧迫を緩めるとき)は、十分に力を抜き、胸が元の高さに戻るようにします。

⑤人工呼吸(口対口人工呼吸)

気道を確保し、傷病者の額に当てた手の親指と人差し指で鼻をつまみます。口を大きく開けて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして息を約1秒かけて吹き込み、傷病者の胸が上がるのを確認します。

いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。2回の吹き込みでいずれも胸が上がるのが理想ですが、胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までとし、すぐに胸骨圧迫を再開します。

人工呼吸をしている間は胸骨圧迫を中断しますが、その中断時間は10秒以上にならないようにします。

また、傷病者の顔面や口から出血している場合や口と口を直接接触させて人工呼吸を行うことがためられる場合には、人工呼吸を省略し、胸骨圧迫のみを続けます。

⑥心肺蘇生(胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ)

胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行います。この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ(30対2のサイクル)を、救急隊員と交代するまで絶え間なく続けます。

⑦自動体外式除細動器(AED)

AEDは、けいれん状態の心臓に電気ショックを与えて心臓のけいれんを取り除くための医療機器であり、一般市民の方でも使用できます。

人工呼吸や胸骨圧迫などの心肺蘇生に加え、AEDを市民の皆さんが使用することで、命が助かる可能性が高くなります。



知っていれば、もしもの時に命を救える
行動ができるかもしれません

問合せ 消防本部救急G ☎23-0119

地域の救急医療

問合 保健センター ☎23-1551

地域の救急医療を守るために心掛けること

かかりつけ医を持ちましょう 診療時間内に受診しましょう 感謝の気持ちを伝えましょう

状況に応じた救急医療体制

休日や夜間の救急医療体制を、病気やけがの症状や緊急度に応じて整備しています。
詳細な時間等は34ページをご確認ください。

軽症患者・・・第1次救急医療

①平日夜間の内科・小児科

海部地区急病診療所(☎25-5210)で、診療を行っています。

②日曜日、祝日の内科・小児科

津島地区休日急病診療所(☎24-3611)で、診療を行っています。

③日曜日、祝日の外科

津島・海部両医師会の開業医が当番制で、診療を行っています(休日在宅当番医)。

※診察の結果、入院や手術などの治療が必要な場合は速やかに第2次救急医療機関へ転送されます。

重症患者・・・第2次救急医療

第1次救急医療で対応できない、入院や手術を必要とする救急患者を診療するものです。

重篤患者・・・第3次救急医療

特に生命に危険を及ぼすような救急患者を診療するものです。

休日、夜間の急な病気やけがで
お困りの場合は下記へご連絡を

愛知県救急医療情報センター

☎26-1133 <http://www.qq.pref.aichi.jp>

津島市消防本部 ☎23-0119



災害時は、お薬手帳の携帯を!

「お薬手帳」は、病院や薬局でもらった薬を記録する手帳です。

東日本大震災では、医療支援に入った多くの医療スタッフが、被災地で診療を行う上で、お薬手帳が大いに役立ったと述べています。

災害時、かかりつけの病院からデータや紹介状はもらえず、患者さん自身が治療内容や使っている薬を伝えなくてはなりません。

皆さんは、自分が服用しているお薬の名前が言えますか?そのような時に、普段自分の飲んでる薬を正確に伝えることができるのがお薬手帳です。

お薬手帳は、いつも決まったところに置き、災害時などには、保険証と一緒に必ず持って出るようにしましょう。

問合 保健センター ☎23-1551



- ・病院、薬局では、お薬手帳を提示しましょう。
- ・お薬手帳は、1冊にまとめましょう。
- ・薬を飲んだ後の症状の変化などを自分で記入しましょう。